

**第 1 1 回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合
(非公開会合)
議事概要**

1. 日 時 令和5年3月20日(月) 14:00~16:00

2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者

原子力規制委員会	杉山委員
原子力規制庁	古金谷緊急事態対策監、杉本緊急事案対策室長、舟山安全技術管理官(SA担当)、山口緊急事案対策室副室長、川崎企画調整官、加藤企画調査官、岩澤安全規制調整官(実用炉審査担当) 他6名
北海道電力(株)	原子力業務グループ副主幹
東北電力(株)	原子力本部原子力部副部長 他2名
東京電力ホールディングス(株)	原子力運営管理部長 他3名
中部電力(株)	原子力部防災・核物質防護グループ長 他3名
北陸電力(株)	原子力本部原子力部副部長 他2名
関西電力(株)	原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャー 他2名
中国電力(株)	電源事業本部(原子力管理)担当部長 他1名
四国電力(株)	原子力本部 管理グループ 副長 他1名
九州電力(株)	原子力発電本部 原子力防災グループ長 他2名
日本原子力発電(株)	発電管理室室長代理 他3名
電源開発(株)	原子力技術部長 他1名
原子力エネルギー協議会	酒井理事 他1名

3. 議 題

(1) BWRの特重施設等を踏まえたEALの見直しについて

4. 配布資料

資料 1-1 【コメント回答状況リスト】 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合(原子力エネルギー協議会)

資料 1-2 緊急時制御室のEAL51シリーズに係るBWRプラントの対応について(改訂版)(原子力エネルギー協議会)

資料 1-3 緊急時制御室のEAL51シリーズ見直し検討に係るPWRプラントの対応について(原子力エネルギー協議会)

- 資料 1-4 緊急時活動レベル (EAL) の見直しの進め方について (改訂版)
(原子力エネルギー協議会、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社)
- 資料 1-5 BWR 特重施設等の EAL 判断設備の反映に関する基本的な考え方との整合確認表 (改訂版) (原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-6 特重施設等の EAL 検討結果取りまとめ表 (改訂版) (原子力エネルギー協議会)
- 資料 1-7 EAL 毎の特重施設の反映検討 (東京電力・柏崎刈羽 6、7 号機)
(改訂版) (東京電力ホールディングス株式会社)
- 資料 1-8 EAL 毎の特重施設の反映検討 (原電・東海第二) (改訂版) (日本原子力発電株式会社)
- 資料 1-9 特重施設等の EAL 反映に伴う原子力事業者防災業務計画の変更概要 (BWR) 【改訂版】 (原子力エネルギー協議会、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社)
- 資料 2 緊急時対応レベル (EAL) の見直しについて (案) (原子力規制庁緊急事案対策室)

5. 議事概要

- (1) 東京電力ホールディングス (株) (以下「東京電力」という。) から、EAL 51 原子炉制御室等に関する異常について、資料 1-2 に基づき説明があり、原子力規制庁から、「原子炉又は SFP に異常発生」のケースについて、SE 51 も GE 51 と同様の扱いをしていることについて確認したところ、SE 51 を判断する事象が発生した段階での緊急時制御室に期待する機能が明確に定まっていないため、SE 51 に関しては、EAL の中長期的な見直しの中で議論することとなった。
- (2) 関西電力 (株) から、EAL 51 の見直しに係る PWR の対応について、資料 1-3 に基づき説明があり、原子力災害対策指針の記載の変更は必要ないこと及び原子力事業者防災業務計画で明確化を図ることが確認された。
- (3) 東京電力から、資料 1-1 に基づき、前回会合でのその他のコメントについて回答があり、原子力規制庁から、蓄電池から給電する負荷を RCIC や HPA C に限定する意図はなく、逃がし安全弁等必要な負荷へ給電されるという理解が正しいか確認したところ、東京電力から正しい旨の回答があった。
- (4) 東京電力から、資料 1-4 から資料 1-9 に基づき、前回までの会合での議論を踏まえた修正について説明があった。
- (5) 原子力規制庁から、資料 2 に基づき、各 EAL の見直しの方針案について説明があり、特段の異論はなかったため、次回会合にて指針等の改正素案を示すこととなった。

以上